

- ・まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び実施すべき区域（重点措置区域）

重点措置区域	期間
宮城	令和3年4月5日—令和3年5月5日
東京	令和3年4月12日—令和3年5月11日
京都	令和3年4月12日—令和3年5月5日
大阪	令和3年4月5日—令和3年5月5日
兵庫	令和3年4月5日—令和3年5月5日
沖縄	令和3年4月12日—令和3年5月5日

令和3年4月9日現在

- ・都道府県知事の判断により、重点措置を講じるべき区域（措置区域）

重点措置区域	措置区域
宮城	仙台市
東京	東京23区・八王子市・立川市・武蔵野市・府中市・調布市・町田市
京都	京都市
大阪	大阪市
兵庫	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市
沖縄	那覇市・宜野湾市・浦添市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・うるま市・南城市

令和3年4月12日現在